

第23期佐世保市農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時 平成30年6月27日(金) 13時30分から15時20分

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

4番 長谷川委員

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	堤 正英
事務局係長	天羽 孝太郎
事務局係長	太田 慎也
事務局主査	原田 大介

事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 小村 貴光
事務局主査 林 俊成
事務局主任主事 谷崎 愛
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第123号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第124号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第125号議案 農地改良届について
第126号議案 非農地証明願について
第127号議案 非農地通知について
第128号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第129号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について
第130号議案 農用地利用集積計画(案)について
第131号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第132号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について
報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第13回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。13回の農業委員会総会ということで、大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。本日は開会にあたりまして2点ほどご報告申し上げたいと存じます。まず、私たちの上部組織と申しますか一般社団法人農業会議所の総会が22日にありました。総会ではどのようなことをしているかと申しますと、ここで審議しました4条5条で3,000㎡を超える転用等々について、改めて審議する常設審議委員会というものがございます。それにつきましては県北からの理事として平戸の会長さんと私が毎月出席しているところです。議事

について関連する農業委員会事務局も出席して説明を行っている状況です。あと一つは社団法人になりまして、会の運営をする理事会というものがございます。これは県北の方からは1人ということで県下5つに分かれておりまして5人の理事がおります。その中で、今回任期の改正ということで、諫早の会長さんが再任をされましたのでご報告をいたしておきます。もう1点につきましては、先にご案内いたしておりましたが、例年、さなぼりという名目で大体6月の総会後に南北に分かれて会を行っていましたが、時期は過ぎてとはなりますが、7月の総会後に納涼会ということで開催したいと思っております。本日は、大変お忙しい中ですが、スムーズな議事進行についてご協力賜りますようお願いいたします。第13回総会開会にあたりましてご挨拶とさせていただきます。

副 会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は4番、長谷川委員から欠席の届出があっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副 会 長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。10番辻茂樹委員、11番近藤誠委員、補充として12番富川利光委員をお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。第123号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。第123号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1 番、鹿町地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町鹿町の1筆の一部。地目は、登記田、現況休耕です。面積は、1,362㎡のうち299㎡。転用目的は、農業用倉庫の建設です。施設は、畜産用乾燥牧草保管倉庫1棟、木造平屋建、建築面積は70㎡です。耕作者はなしで、農地区分は農振内農用地で農業用施設用地の位置付けです。参考事項としまして、こちらは、北部浄水場より北東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は整地のみを行う。日照通風は、建物高を加減5.5m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。資金証明としての土地売買に関する契約書添付。都市計画法関係は、非線引き都市計画区域です。

以上です。ご審議よろしくようお願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、鹿町地区。

18 番 18番の内野です。6月23日に山口推進委員と現地調査に行きました。ここは今現在倉庫が

建っているわけですが、西九州道路のバイパス道路工事にかかり移転せざるを得ない状況でございます。やむを得ないものと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区の山口です。内野委員が言われたとおりやむを得ないものと思います。昨年12月総会でご審議いただいた倉庫が建っており、そこに並ぶような形で建設の予定です。以上です。

議 長 では、この案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第123号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第124号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。第124号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、有福町の1筆。地目は、登記、現況ともに畑。面積は252㎡。転用目的は住宅用地。権利は、所有権移転の売買です。施設は、住宅1棟木造2階建て延べ床面積は152.3㎡です。耕作者あり、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、上有福公民館より西に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.3m、最低0.1m。日照通風、建物高を加減7.4m。排水計画は、雨水は溜桧、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図、融資証明書添付、都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付されています。都市計画法関係は、連たん区域です。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請著所在、有福町の1筆。地目は登記、現況ともに畑です。面積は47㎡。転用目的は駐車場用地。権利は、所有権移転の売買です。施設は、露天駐車場2台。耕作者あり、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは上有福公民館より西に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.2m、最低0.1m。日照通風は、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、駐車場利用計画書、預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は、許可不要です。

3番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、江上町の2筆。地目は、

登記田、現況休耕。面積は、2筆合計で277㎡です。転用目的は、太陽光発電。権利は、使用貸借権の設定です。耕作者はなし。農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは大浦公民館より南東に約90mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、パネル高を加減1.5m。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、設備認定通知書等、計画平面・立面図、融資証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、許可不要です。

4番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、城間町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計773㎡です。転用目的は、建売住宅。権利は、所有権移転の売買です。施設は、建売住宅4棟。いずれも、木造2階建てで総延床面積は391.77㎡です。併用地があり、事業計画全体面積は実測で1,079.99㎡です。耕作者はなし、農地区分は農振内白地で、市役所宮支所より約250mの第3種農地です。参考事項としまして、こちらは宮小学校より北西に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.17m、最低0.9m。日照通風は、建物高を加減8.25m程度。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、残高証明書、法人登記簿、定款添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

5番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、崎岡町の一部を含む計4筆。地目は登記、現況ともに畑。面積は、4筆合計871㎡のうち669㎡です。転用目的は、太陽光熱発電施設。権利は、使用貸借権の設定です。施設は、太陽光パネル160枚、設置面積259.2㎡。併用地があり、敷地全体面積は699㎡です。耕作者あり、農地区分は農振外で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは長崎国際大学より北に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風は、パネル高を加減1.8m。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、設備認定通知書等、計画平面・立面図、融資証明書添付。都市計画法関係は、許可不要です。

6番、柚木地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、柚木元町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は421㎡。転用目的は共同住宅用駐車場。施設は、露天駐車場14台。併用地があり、事業計画全体面積は911㎡です。耕作者はなし、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは柚木元町三組公民館より北に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画は、雨水は溜桧、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、法人登記簿、定款、融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

7番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉岡町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は、実測353.35㎡です。転用目的は、宅地です。権利は、所有権移転の売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積86.12㎡。耕作者はなし農地区分は農振内白地で、市役所中里皆瀬支所より約270mの第3種農地です。参考事項としまして、こ

こちらは皆吉橋より南東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風は、建物高を加減約7m。排水計画は、雨水は自然流下、汚水は浄化槽から下水道、生活雑排水は、合併浄化槽から下水道。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資予定証明書、都市計画法許可申請受付書添付。実測図添付。都市計画法関係は、連たん区域です。

8番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の4筆。地目は登記田・畑、現況休耕。面積は、4筆合計362㎡。転用目的は、自己用住宅建築です。権利は、所有権移転の売買です。住宅1棟木造平屋建、延床面積103.51㎡です。耕作者はなし、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは竹辺町公民館より南東に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.8m。土留め工事の実施、擁壁を設け法面保護する。日照通風、建物高を加減5.5m。排水計画は、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付されております。都市計画法関係は、連たん区域です。

9番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は234㎡。転用目的は、駐車場。権利は、所有権移転の売買です。施設は、露天駐車場4台。耕作者はなし、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、小野町公民館より南東に約170mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建築物は設置しないため被害の恐れなし。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、駐車場利用計画書、預貯金通帳の写、法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、許可不要です。

10番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町下原の1筆。地目、登記畑、現況休耕。面積282㎡。転用目的、居宅・進入路の建設。権利は、所有権移転の売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積159.60㎡です。併用地があり、敷地全体面積1,420㎡です。耕作者はなし、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、木本大明神社より北西に約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、盛土最高0.2m、最低0.1m、切土最高2.5m、最低1.0m。日照通風、建物高を加減6.43m。排水計画、雨水は水路放流及び自然流下。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資証明書、残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付、面積超過理由書添付予定となっておりますが、こちらは添付されております。都市計画法関係は、都市計画区域外です。

11番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の2筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は、2筆合計439㎡です。転用目的、農業用機械器具倉庫の建設。権利は、所有権移転の売買です。施設は、農業用倉庫1棟木造平屋建、建築面積120㎡です。耕作者はなし、農地区分は農振内白地と農振内農用地の農業用施設用地、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、春日神社より北西に約320mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m、最低0.

2m、切土最高0.3m、最低0.1m。日照通風、建物高を加減5.5m。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、預貯金通帳の写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、都市計画区域外です。

12番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町田原の1筆。地目は、登記、現況ともに田。面積は255㎡です。転用目的は、専用住宅。権利は、所有権移転の贈与です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積90.26㎡です。耕作者あり、農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、春日神社より北西に約90mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.6m。日照通風、建物高を加減5.38m。排水計画、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資予定証明書添付。都市計画法関係は、都市計画区域外です。

13番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町上野原の一部を含む8筆。地目は、登記、現況ともに畑。面積は、8筆合計27,329㎡のうち26,207㎡。転用目的は、太陽光発電事業。権利は、地上権の設定です。施設は、太陽光パネル9,072枚、設置面積18,252.1㎡。パワーコンディショナ2個、設置面積14.9㎡。併用地があり、事業計画全体面積は49,349㎡です。耕作者はあり、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは板山配水池の隣接地です。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、パネル高を加減1.8m。排水計画、雨水は溜桝から自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、設備認定通知書等、計画平面・立面図、融資証明書、残高証明書、法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

14番、江迎地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋の一部を含む5筆。地目は、登記田、現況畑。面積は、5筆合計3,359㎡のうち1,686㎡。転用目的は、小売店舗建設。権利は、賃借権の設定です。施設は、店舗1棟軽量鉄骨造平屋建、建築面積184.30㎡。耕作者あり、農地区分は農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、東岩崎公民館より東に約10mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.8m、切土最高0.3m。日照通風、建物高を加減約4m。排水計画、雨水は水路放流、自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、残高証明書、法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、非線引き都市計画区域です。

15番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北平の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は、2筆合計497㎡。転用目的は、一般住宅用地。権利は、所有権移転の売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積155.98㎡。耕作者はなし。農地区分は農振内白地で、MR高岩駅より約480mの第2種農地です。参考事項としまして、こちらは、高岩公園より北東に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建物高を加減約6.7m。排水計画、雨水は道路側溝、汚水・生活雑排水は、下水道。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は、非線引き都市計画

区域です。

なお、9番、12番の案件については、大宅農業委員が申請代理人として携わっておられる内容になりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この2件を先行した審議をしていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、9番、12番は大宅委員が申請代理人となっておりますので、一時退席いただき先行して審議を行いたいと思います。大宅委員は一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。9番、相浦・九十九地区。

12 番 12番の富川です。6月25日に伊賀崎推進委員と現地を確認してきましたが、完全なる竹林になっています。細い土地で作物を作るには不便なところですが、特に問題はないと思って確認してきました。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。今、富川委員が言われたとおりです、問題ないと思います。

議 長 次に、12番、吉井地区。

13 番 13番の水口です。12番について説明します。6月22日に近藤推進委員と現地を確認してきました。今回、申請の譲受人は土地所有者の娘さんでありまして申請地に贈与を受けて自宅を新築されるということです。周辺農地の状況ですけども、宅地予定地の後ろに水田がありますが、父親の所有で用水かれこれ問題はないと判断いたしました。この件については何の問題もありません。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井地区の近藤です。今報告がありましたとおり現地で確認をして参りました。以上です。

議 長 それでは、9番、12番の件につきまして何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第124号議案の9番、12番の件につきましては許可相当として県に進達いたします。大宅委員は入室し着席してください。

～大宅委員着席～

議長 それでは、9番、12番を除く案件について地区担当委員の調査結果をお願いします。1番2番3番、江上地区。

2番 2番の川上です。1番については、6月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。譲受人は義理のいここにあたります。周囲は住宅と道路に囲まれたところで申請地だけが農地として残っていたところで別に問題はありません。

次に、2番についても地番が違うだけで1番と同様になります。6月24日に現地確認を行いまして譲受人はいここにあたります。譲受人は隣接に住んでおられ、駐車場が狭いために申請されたものです。これも別に問題ははありません。

3番についてですが、6月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。譲受人は兄弟となります。自宅の横に太陽光をされるものでありまして、周囲に対して何も影響ありません。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 北村でございます。1番と2番は関連しておりまして、1番の譲受人と譲渡人はいここ関係ですので土地の売買についてはスムーズに行われているようです。2番の譲受人は親で1番の譲受人は娘婿ということで、どうしても親の近くに家を建てたいということで申請されました。農地については建物を建てる予定地の前と後ろに田んぼがありますが周囲は建物が乱立していますので何も問題ないと思われまます。駐車場については子どもたちが来るということで確保したいということでした。

3番については譲受人と譲渡人は兄弟関係です。申請地は休耕地ということで農地として使用されることはないと思われまますのでよろしく願いいたします。

議長 それでは4番、宮地区。

3番 3番、阿波です。4番の案件ですけども、6月22日に坂口推進委員と一緒に、譲渡人立ち合いのもと現地の確認をしました。これは昨年、宮小学校の下に住宅地として23棟位申請されていたところのすぐ脇です。道路と住宅が建設中のところの間でありますので、周辺には基盤整備地がありますが、そちらについては住宅業者とも確認を取られているかと思われまますので、特に問題ないかと思われまます。以上です。

議長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が報告されたとおり、問題ないものと思います。以上です。

議長 それでは、5番につきましては早岐地区ですので、私が報告いたします。6月23日に久野推進委員と一緒に貸渡人さん立ち合いで見てまいりました。借受人は息子さんと、父親が高齢ということでございまして、息子さんも勤めているとことで自宅の裏になるわけですけれどもその先は海になっておりまして、その間のところに太陽光をしたいということでございますので、別に迷惑をかけることもないようですので許可相当ではないかと見て参りました。
地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 推進委員の久野です。会長が申されたとおり、何も問題ないと思います。

議長 それでは次に6番、柚木地区。

8番 8番の小川です。6月24日に宮崎推進委員と借受人との3名で現地を確認してきました。借受人と貸渡人は親子関係でございまして、借受人は木原町で会社を経営なされているのですが、住まいは貸渡人と隣同士で家を建てておられて、今度駐車場にされるところの上に2軒の家が建っているといった状況です。周りにも何も影響がなく問題はありませんのでよろしく願いします。

議長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎委員 はい、柚木の宮崎です。今報告があったとおり問題ないと思います。以上です。

議長 それでは次に7番、中里地区。

11番 11番近藤です。6月25日に永田推進委員と一緒に見て参りました。場所は佐世保商業へ行く途中になりまして、家は道路より2m位下に建てる状態となっており、そこは結構荒れておりました。被害防除計画に基づいて施工されれば何ら問題はないと見てきました。以上です。

議長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 はい、中里の永田です。近藤委員の言われたとおりです、以上です。

議長 それでは次に8番、相浦・九十九地区。

12番 12番、富川です。6月25日に伊賀崎推進委員と一緒に見てきました。これは先月出ていた物件の隣の場所です。売主に尋ねたところ、売主名義になっていますが代替地で貰ったもので本人はまったく耕作したことはないということで、ずっと近所の方に畑として作って貰っていたのですが、高齢の為20年以上荒地の状態になっています。被害防除計画を守っていただければ何

の問題もないと見て参りました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。今、富川委員が説明されたとおりです。問題ないと思います。

議 長 それでは次に10番、11番、吉井地区。

13 番 13番、水口です。10番、11番についてご説明いたします。まず、10番ですけれども、6月22日に近藤推進委員と一緒に現地の確認をして参りました。譲受人は苺の専業農家で経営規模の拡大に伴い屋敷・倉庫が狭くなったということで、母屋も倉庫も解いて屋敷全体を拡大することによって今回農地を取得されることとなりました。今回、母屋・倉庫・駐車場を建設されるわけですが、周辺も大半は本人のものであるので建設にあたっては他に与える影響は何もないと判断して参りました。

次に、11番についてですが、譲受人は元々農家ではなかったのですが、近年農地の借地とか取得などで規模拡大されていて、それに伴って農業機械の倉庫が必要だということで、今回建設をされる為に農地を購入されることとなりました。倉庫建設にあたっては、周辺農地等に与える影響は何もないと判断して参りました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井の近藤です。10番、11番の2件については、水口委員から説明のあったとおりです。現地でもって本人も含めて確認をしたところでありです。以上です。

議 長 それでは次に13番、世知原地区。

14 番 14番の田中です。6月26日に岩佐推進委員と現地確認に行ってきました。一番茶も終わって側溝も綺麗にしておられました。一番問題なのは雨水ですけれども、今の側溝プラス大きな溜桝を作って排水路も60cm拡大していく計画のようです。また、その水の行き先が譲渡人の個人の山だということを強調されていました。それでも溢れるようならばパネルの下に防草シートを敷く計画もあるようです。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原の岩佐です。田中委員の言われたとおり問題ないと思います、以上です。

議 長 それでは次に14番、15番、江迎地区。

17 番 17番の松永です。6月23日に私と小川推進委員とで現地確認してきました。14番については、

デイリーストアが出来るということで道路沿いの畑をとのことです。現地は、西九州道路の合流地点からちょっと離れたところで中学校からも近く、また、あの辺りは店が一軒もない状態ですので仕方がないのではないかと見て参りました。

15番についてですが、北平という場所は殆ど荒れてしまっていてそこに住宅をとのことで相談があったとのことでした。耕地には戻るところではないので仕方ないと思ひ見て参りました。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 江迎地区の小川です。ここは、平成30年2月の総会にて農用地区域から除外ということで意見照会があった物件であります。その時に、転用目的も訊いて農振を外したいということで審議した結果、農用地が除外された土地でございますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長 それでは、先ほど2件は済んだ訳ですけども、残りの13件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

3 番 3番、阿波です。13番の案件で権利移転設定の別で地上権設定となっておりますけど、これはあまり聞いたことがないので、これについて分かれば教えていただきますようお願ひします。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 はい、事務局です。確かに地上権というのは転用の中では殆ど出てくることはないと思ひます。地上権について調べてみたところ、「地上権とは他人の土地を利用する権利のうち物件的な権利です。」「物件は当事者だけでなく誰にでも主張ができる権利で権利者が自由に処分できる権利です。」とあります。つまりは、権利を次の人に渡せるということです。

これに対して土地の賃借権は、「他人の土地を利用する権利のうち債権的な権利です。」ということで整理されているようです。「債権は物件と違って契約当事者間でしか主張することができず、権利者は相手の承諾がないと自由に処分することが出来ないもの。」ということです。

なお、地上権は土地の所有者にとって不利な面が多すぎるので日本ではあまり使われていない旨も付け加えてありました。

ちなみに今回、世知原町で事業実施する会社は桜道9(さくらみちないん)という読み方をするらしいのですが、これは東京の会社で、現在、桜道の1～9まであるとのことでした。全国で同じような事業を展開していて、地上権を設定して、ある程度強めの権利を持ちながら展開して、20年位経過したら返すといったことを行っているみたいです。耳慣れない権利ですが、何か変なことをしているわけではないので、その辺は大丈夫ではないかと考えています。以上です。

議 長 他にないですか。はい、西尾委員。

15 番 15番、西尾です。今、地上権の話も出ましたけど、太陽光をする会社が担保に入れるというこ

となので地上権になったと思います。それで、この会社所自体の信用性がどうなのかということ、公表できるなら買い取り価格も教えていただきますようお願いいたします。

議 長 事務局わかりますか。

事 務 局 失礼します、事務局です。まず、この会社が怪しくないのかとのことでしたが、基本的には法人が転用の申請をする際は登記の履歴事項証明にて確認しますので、登記がなされていることについては担保されています。ただし、登記がされているから全部が大丈夫といったわけでもないと思いますが、転用の許可申請上では法人については確認するようになっています。

次に、買い取り価格についてですが、買い取り価格までは把握しておりません。今後、きちんと事業として成り立っていくかはわかりませんが、これは日本全国で事業展開しているような大きな法人と聞いていますので、これが上手いかなくてもそれはそれで仕方がないのかと思います。転用申請の段階で、そこまで判断することは出来ないと思っています。以上です。

15 番 15番、西尾です。全国展開しているから大丈夫と言えるかはわからないのですが、その会社の前年度実績などを見ればわかると思います。太陽光のこのような会社もかなり倒産しているのは、やはり価格の問題ではないかと思います。もし、倒産するような会社であれば作られた挙句放って置かれる可能性もあるのでその辺の確認は必要だと思います。

それと、面積的に広いためかなりの水量になるかと思っています。先ほど防草シートの話も出ましたけども、防草シートも傾斜があればしみ込む前に流れていくので、その辺の雨量計算とか浸透量の計算とか詳しく行う必要があるかと思っています。先ほど、田中委員から側溝を拡張したり溜樹を作ったりといったお話はありましたけども、調整池を作った方が後からの被害が軽減されると思うので、許可する時の意見として調整池の設置をお願いした方がいいのではと思います。

議 長 はい、貴重なご意見ありがとうございました。来月の常設審議委員会での審議案件となりますので、来週にでも事務局と常設審議委員会に出席されます平戸市農業委員会の会長さんなりに入ってもらって見てもらって、世知原の委員・推進委員さんにも立ち会ってもらってできるだけ調べてですね、県の方でもどうせ質問があるかと思っていますので対応したいと思っています。

ほかにありませんか。はい、水口委員。

13 番 13番、水口です。7番の中里の件についてですが、排水計画では浄化槽から下水道に流すとありますが吉岡町には下水道の施設はあるのでしょうか。それと、もしも下水道に流すのであれば浄化槽は設置しなくてもいいかと思いますがいかがでしょうか。

議 長 事務局わかりますか。

事 務 局 事務局です、失礼します。確かに水口委員がおっしゃるように表現が不自然になっているかと思いました。皆様ご承知のことかと思いますが、転用の許可申請をしていただく際には計画と図面を付けていただきます。その中で合併浄化槽が設置されるという記載がありますし、それを下水

にということで被害防除計画にも記載がされています。事務局としまして、流石に1件1件本当にそうになっているかについて問い合わせまではしていませんが、基本的には法令の都市計画関係の建築の許可が付いていますので、その中で排水計画についてもきちんと審査審議されていると思います。表現の違いはあるのかもしれませんが、特に何か問題があるとは思いません。

議長 下水道についてですが、吉岡町には下水道はないそうです。そういうことで、訂正をしていただくということでお願いします。ほかにご質問はありませんか。

委員 なし

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第124号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第125号議案 農地改良届について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。第125号議案農地改良届について、ご説明いたします。

1番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、有福町の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は、2筆合計402㎡。施工面積も同じく402㎡。農地改良を必要とする理由は、不整形な狭隘地で、水捌けが悪く水田に不向きなため、埋め立てて整地し、果樹園として利用する。参考事項としまして、こちらは、上有福公民館より南東に約130mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、平成30年12月20日、工事期間は平成30年8月20日から平成30年12月20日。施工業者は、記載のとおりです。土の採取場所は、有福町内の畑地で、土の種類は、黒ボク土。埋立ての高さは、平均0.4m。土の量は180㎥。添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

2番、宮地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、奥山町の3筆。地目は、登記畑・原野、現況原野。面積は、3筆合計779㎡。施工面積も同じく779㎡です。農地改良を必要とする理由は、畑地の高低差をなくし、有効利用する。参考事項としまして、こちらは、六郎堤より南東に約610mの位置にあります。作付計画はみかん、作付予定日は平成31年2月末日です。工事期間は、平成30年7月1日から平成31年2月13日で、施工業者は記載のとおりです。土の採取場所は、六郎堤。土の種類は、表土、掘削泥土、埋め立ての高さは、平均2m。土の量は、1,975㎥です。添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

3番、鹿町地区。届出人は、記載のとおりです。土地の所在は、鹿町町鹿町の一部。地目は、登記現況ともに田です。農地面積は、264㎡のうち243㎡。施工面積も243㎡です。農地改良を必要とする理由は、県道及び市道拡幅工事への用地提供で狭隘な田となり、作業性・排水性が悪化するため、嵩上げし畑地として利用する。参考事項としまして、こちらは、北

部浄水場より北に約60mの位置にあります。作付計画は、露地野菜。作付予定日は平成31年3月1日、工事期間は、受理日より平成31年2月28日。施工業者は記載のとおり。土の採取場所は、県道工事残土及び現地の表土です。埋立ての高さは平均1.3m、土の量は492㎡です。添付書類等は記載のとおりで、こちらは農振内農用地です。以上ご審議よろしくお願いたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番の川上です。6月24日に北村推進委員と現地確認を行いました。申請地は道路と住宅に囲まれて一段低くなっていて水捌げが悪いので埋め立てをして畑として利用するものです。周辺に対する影響は特に問題ありません、よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおり全く問題ないと思います、よろしくお願いたします。

議 長 それでは次に2番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。6月23日に私と坂口推進委員、届出人と現地確認しました。この土地の周辺はミカン畑が広がっていて、ここだけ谷みたいになっていて作物が作りにくい土地となっています。現在、六郎堤の堤防の防水工事を行っているのでその残土でこの土地を埋め立てるということで2m嵩上げすればいい畑になるのではと思って見てきました。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮地区の坂口です。只今、阿波委員が報告されたとおり施工後はいいミカン畑になると思います。よろしくお願いたします。

議 長 それでは3番、鹿町地区。

18 番 18番、内野です。ここはですね、先ほどの倉庫の移転と同じように県の土地として収用されまして、かなり嵩上げしないと使い物にならないということでやむを得ないと思います。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口委員 鹿町地区の山口です。先ほど内野委員からありましたとおり、ここは細長い田であって埋め立てなければ田としては不向きかなと思って見てまいりました。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。はい、西尾委員。

15 番 15番の西尾です。同じく1番についてですが、水捌けが悪い田なのに、40cm埋め立てただけでミカン畑になるのか不安があります。排水パイプや暗渠を入れるとかの対策をやるのかという事と、地番が飛んでいます問題ないのか伺いたいと思います。

議 長 1番については、川上委員が詳しいと思います、お願いします。

2 番 2番の川上です。そこら辺一带は水が噴き出ているんですよね、隣接地との間隔をちょっと開けて、水捌けを良くしてすれば大丈夫だと思います。それと、これは一番端だけ地番が分かっているだけで1枚の田でございます。

議 長 西尾委員、大体のイメージが出来ましたでしょうか。

15 番 地番的に隣同士であるなら施工しても問題ないと思いますけども、自分の土地の中でやっているのかもわかりませんが、水捌けが悪いのに40cmとか50cm位の埋め立てでは下から水が上がってくるのではないのでしょうか。やるのであれば、やはり暗渠を入れるとかで対策をした方がいいと思います。

議 長 ほかに質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第125号議案の農地改良届を受理することといたします。次に、第126号議案非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第126号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は針尾東町、地目は登記畑、現況宅地、面積284㎡、願出の理由、昭和27年から農家住宅敷地として一体的に使用されている。現在も宅地となっている。参考事項としまして、こちらは国道202号線切崎入口バス停付近の南東、市道沿いに約1.3kmの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

2番相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は日野町、地目は登記畑、現況公衆用道路、面積12㎡、願出の理由、昭和25年以前から公衆用道路として地域住民が利用している。現在も公衆用道路となっている。参考事項としまして、こちらは県道11号線牽牛崎橋付近の南、市道沿いに約300mの位置にあります。農振外で事由の②-1に該当します。

3番江迎地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は江迎町乱橋、地目は登記田、現況雑種地、面積270㎡、願出の理由、携帯電話基地局の敷地として、電気通信事業者より平成24年11月1日付、農地法施行規則第53条第1項第14号に基づく届出書提出。現在も携帯電話基地局の敷地として利用させている。参考事項としまして、こちらは県道志方江迎線沿い、江迎中学校から南東に約200m の位置にあります。農振内白地で事由の②-3-1に該当します。

以上3件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 はい、1番の有馬です。この件については、6月15日に原推進委員と事務局も一緒に現地確認をしてきました。ここは、昭和27年から住宅敷地の一部として現在まで使用されております。宅地になって相当経っていますし、入口になっており、ここを通らないと家にも入れない状況なので問題ないと思います。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委員 針尾地区の原です。私の家の近所で友達がいたので子どものときは遊びに行っていましたが、ここに畑があったとは知りませんでした。昔から家の敷地の一角でしたので問題ないと思います。

議 長 それでは2番、相浦・九十九地区。

12 番 12番、富川です。6月25日に、伊賀崎推進委員と一緒に見て参りました。ここも、昭和25年以前から公衆用道路として利用しているという事で別に問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 推進委員の伊賀崎です。富川委員が言われたとおり、ずっと昔から道路になっていたと思われます。

議 長 それでは3番、江迎地区。

17 番 17番、松永です。6月23日に小川推進委員と一緒に見て参りました。ここには、携帯基地局が建っておりまして、その横の道路のすぐ脇に空き地があります。やむを得ないというか後でお尋ねしたいこともありますが問題はないかと思えます。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

小川委員 江迎地区の小川です。平成8年頃に県道の買収地になりましたが、その時ここだけが旧江迎

町の土地として残っており、その後合併で佐世保市の土地となったような状況です。②-3-1 の許可不要の案件ですが、地目変更をせずにそのまま田で残っていて、現況は雑種地となっています。よろしくお願いします。

議 長 以上、3件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

17 番 17番、松永です。質問といたしますか旧江迎町の時代に町が買うか貰うかしていると思うんですけども、平成24年に携帯基地局の敷地として佐世保市農業委員会に届出された際、わかっていたはずなのになぜ地目変更していないのですか。

事 務 局 はい、事務局です。元々は県が県道を作るために買収してその残地を江迎町が譲り受けられました。合併後の平成24年に、電気通信事業者が土地を借りて携帯基地局を設置したいということで農業委員会に許可不要案件で手続きをされています。その時に財産管理課の方も地目変更をされるべきだったのではないかと思います。以上です。

17 番 わかりました。

議 長 ほかに何かありませんか。

委 員 なし

議 長 無いようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第126号議案の全件について、非農地証明書を交付することといたします。

次に、第127号議案非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第127号議案非農地通知について説明いたします。議案の10ページから13ページになります。今回の非農地通知案件は、合計で95筆、面積65,030.81㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認した分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いします。

議 長 では、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 番 1番の有馬です。針尾地区の案件について、6月23日に原推進委員と一緒に全筆確認したわけですが、9番につきましては、持ち主が一部畑として野菜作りに利用するということでしたの

で、外していただきたいと思います。それから14番の畑は、入り口は一部山林になっていますが奥はA判定のところですが、これは、利用権設定を行ってミカン畑にしていくとのことでしたので、これも外していただきたいと思います。以上です。

議 長 他にありませんか。無いようですので、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第127号議案非農地通知について、9番、14番を除いた他の件につきましては非農地通知を発出することといたします。次に、128号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第128号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番日宇地区。この案件につきましては、下水道管理設のための地役権の設定でございます。地役権とは、自分の土地の利便性を高めるため、他人の土地を利用することができるかという権利でございます。設定人、非設定人は記載のとおりです。申請地日宇町1筆の一部、登記地目は田、現況は畑。設定面積は33.92㎡、市街化区域、権利の種類は地役権設定永年。事業の内容は、申請地北側に隣接した宅地の下水道管を、申請地南側にすでに敷設してある下水管に接続しようとするため、申請地地下2メートルに下水管を埋設し、その範囲についての権利設定となります。地役権設定の範囲は、管を通す地下部分のみであり、上部の農地は、これまで同様、所有者自ら耕作をおこなわれます。添付書類は記載のとおりです。許可基準につきましては、農地法第3条第2項ただし書きになります。基準は2つありまして、当該農地及びその周辺農地の営農に支障がないこと。当該農地を利用することの妨げとなる権利者の同意を得ていること。となっております。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町上吉田4筆、登記地目は田、現況、田。面積は合計4,596㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町大渡1筆、登記地目は田、現況、休耕地。面積は347㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地世知原町赤木場7筆、登記地目は田、現況、畑。面積は合計8,614㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、1番につきましては、営農上問題ないと、所有者の同意も得ているとのことですが、2番から4番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6 番 6番、浦です。6月24日に磯本推進委員と確認に行ったわけですが、3条の中に地役権設定というのがあるとは知らず、農地の売買のみ頭にありました。営農すること自体については支障ないと思います。

ちなみに、畑が売買された時に権利はどうなるのか、固定資産税はどうなるのかについて、ちょっと疑問に思っています。

議 長 この質問について事務局わかりますか。

事 務 局 地役権設定に関しましては、地中に管を通してそこを使うという権利設定だけなので、もしも、管の上部の農地が売買された場合でも、その農地の所有者が固定資産税を納めることとなります。権利については、ここを使っていいという権利を設定しているので、地役権はそのまま次の所有者が永年引き継ぐこととなります。将来的に上部の農地の所有者が変わって、「そんなの知らない」とならないように登記上も設定するものです。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 日宇地区の磯本です。問題ないと思います。

議 長 次に、2番3番、吉井地区。

13 番 13番の水口です。2番と3番について説明します。2番につきましては、6月22日に近藤推進委員と2人で現地を見て参りました。譲渡人は高齢で、後継者さんも東京にいるという事で後継ぎがないということで、これまで譲り受けてくれる方を探されていたのですが、譲受人が規模拡大ということで、今回、申請されたものです。何ら問題はないと思います。

3番についても、6月22日に近藤推進委員と2人で現地を見て参りました。この申請地は長年休耕地になっていたんですが、譲受人が購入されることとなりました。これからは水田として耕作されるとのことで、何ら問題ないと思います。ただ、単価が坪2万円程度となっています。県道沿いということもありますので、その辺何かお考えがあつてのことかも知れませんが、購入される方がいいのであれば、それ以上のことは言えないということです。売買については何の問題もないと思います。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井地区の近藤です。今、水口委員から説明があつたとおりなのですが、単価が高いということだけが気になりましたがやむを得ないだろうと思います。

議 長 次に4番、世知原地区。

14 番 14番、田中です。赤木場という地区は街の近くにはなく、バスも通っていないようなところであ

りまして、その関係で譲渡人は十数年前に耕作をやめて世知原の街の方に家を建てて住んでらっしゃいます。そこを任された譲受人がずっと飼料作物を作られており、現地確認の際もイタリアングラスを刈ってらっしゃいました。牛を飼ってらっしゃいますが、今後も辞めることなく飼料を作っていくとのことでした。以上です。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。田中委員が言われたとおり何の問題もありません。

議 長 では、以上4件につきまして何か質問がある方はいらっしゃいますか。
3番については、私も高いとは思いますがどうしようもないと思います。他に何かありませんか。

委 員 なし

議 長 無いようですので、採決に入ります。この案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第128号議案を全件許可といたします。
次に、第129号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第129号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

1番、早岐地区。相続人、特定貸付者、特定借受者、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、南風崎町1筆、浦川内町2筆、崎岡町10筆の合計13筆。地目は田及び畑。面積合計12,439㎡。全て市街化調整区域です。相続開始年月日は平成14年8月31日。引き続き農業に従事していた期間は、平成27年12月26日から平成30年6月27日です。この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届を税務署に提出することになっておりまして、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回総会議案として上程しています。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは1番、早岐地区につきましては私の方から報告をいたします。
6月23日に久野推進委員とこの13筆について、継続して野菜などを立派に作っておられたことを確認しました。継続証明を出すべきではないかと見て参りました。

議 長 それでは、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐地区、久野です。会長が言われたとおり立派に耕作されていました、以上です。

議 長 この件についてなにか質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 ないようですので採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第129号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明については継続証明を発行することといたします。

次に第130号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第130号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、宮地区2件、三川内地区3件、吉井地区1件、世知原地区1件、小佐々地区2件、江迎地区1件の計10件です。また、所有権の移転は、宮地区2件、世知原地区1件の計3件で、合計13件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 この件についてなにか質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 ないようですので採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第130号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第131号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第131号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区3件、三川内地区2件、皆瀬地区1件の計6件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第131号議案につきましては承認されましたので、(案)を削除
願います。

次に、第132号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第132号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区2件、三川内地区3件、皆
瀬地区1件の計6件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利
用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第131号議案で審議さ
れた農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見と
して農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 なし

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第132号議案については承認されましたので、(案)を削除願
います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。

佐世保地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、
報告いたします。

議 長 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、
ご説明いたします。平成30年5月21日付局長専決事項として早岐地区1件、日宇地区1件、相
浦・九十九地区1件、平成30年6月1日付局長専決事項として早岐地区2件の計5件を受理して
おります。以上、報告いたします。

議 長 報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、ご説明いたします。
平成30年5月21日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4 地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告4農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年5月21日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件、平成30年5月24日付局長専決事項として柚木地区1件、平成30年6月4日付局長専決事項として佐世保地区1件、大野地区1件、相浦・九十九地区1件、平成30年6月6日付局長専決事項として大野地区2件、平成30年6月18日付局長専決事項として日宇地区1件、大野地区1件、相浦・九十九地区1件の計10件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告5農地転用許可不要案件の受理について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告5農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、皆瀬地区1件、吉井地区1件の計2件受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告6農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告6農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、小佐々地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【平成30年度地区別農業委員会研修会の開催及び農業委員会第15回総会の日程について】

事 務 局 【認定農業者農地集積助成金に係るアンケートについて】

事 務 局 【7月のブロック会議の開催及び今後のブロック会議での議題の提出依頼について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これもちまして、第13回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。